

# ショートステイかがやき重要事項説明書

## (併設型ユニット型短期入所生活介護)

〈令和7年 4月 1日〉

### 1. 当施設が提供するサービスについての窓口

電 話 048-501-5040 (午前8時30分~午後5時30分)

担 当 者 生活相談員 佐原 仁

### 2. ショートステイかがやきの概要

#### (1) 提供するサービスの種類

施 設 の 名 称	ショートステイかがやき
所 在 地	埼玉県深谷市成塚 213 番地
介護保険事業所番号	1174602134 (併設型ユニット型短期入所生活介護)

#### (2)

#### 当施設の職員体制

当施設では、ご利用者に対して併設型ユニット型短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	配置数	指定基準	勤 務 体 制 他	内 容 他
管 理 者	1以上	1	8:30~17:30	職員の管理、業務状況の把握及びその他の管理を行います。
生 活 相 談 員	1以上	1	8:30~17:30	ご利用者及びご家族等との相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行います。
介 護 職 員	6以上	6	早番 7:00~16:00 日勤 9:00~18:00 遅番 13:00~22:00 夜勤 22:00~ 7:00	ご利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
看 護 職 員	1以上	1	8:30~17:30	ご利用者の保健衛生並びに看護業務を行います。
機 能 訓 練 指 導 員	1以上	1	8:30~17:30	ご利用者の日常生活を営むため必要な機能改善及びその衰退を防止するための機能訓練を行います。
介 護 支 援 専 門 員	—	—	8:30~17:30	施設サービス計画を作成します。

医 師	1 以上	1	週 1 回	健康管理及び療養上の指導を行います。
栄 養 士	1 以上	1	8：30～17：30	ご利用者の食事を管理します。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

### (3) 当施設の設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1 人部屋）	19	1ユニット：9～10室（2ユニット：19室）
共同生活室	2	台所、居間等に利用
トイレ	10	1ユニット：5か所（うち2か所は特別な居室として設置）
浴室（個浴）	2	1ユニット：1か所
浴室（機械浴）	1	「立つ・座る」が困難な方
機能訓練室	1	2階
医務室	1	1階
地域交流スペース	1	1階（各種イベント開催）

※居室の変更について：ご利用者より居室の変更希望の申し出があった場合は居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご利用者の状況等により居室を変更する場合があります。その際にはご利用者等と協議の上決定するものとします。

## 3. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営方針

併設型ユニット型短期入所生活介護施設として、ご利用者があるに依り自立した日常生活を営むことができるよう食事・入浴・排泄等の援助を基本に、ご利用者やそのご家族が望まれる生活の支援を提供できるよう、職員のみならず地域・ボランティア・ご家族の支援を得ながらサービスを図ります。「ユニットケア」の導入により、一人ひとりの個性やリズムに沿ったケアを目指します。

### (2) 提供するサービスの内容

#### [1] 当施設が提供する基準サービス

サービス	内 容
居 室	○全室個室を提供します。専用の設備がある居室は別途費用が掛かります。
施設サービス 計画	○相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
介 護	○ご利用者の状態に添い、その身体能力を最大限活用した援助を行います。 着替え、排泄、入浴（週2回以上、身体事情により困難な場合は清拭）、食事、口腔ケア、体位交換等の介助、シーツ交換、移動の付添い等。

食 事	<p>○下記の時間を目安に個人のペースに合わせた時間で提供します。</p> <p>朝食： 7時 30分～ 9時 30分          昼食：12時 00分～14時 00分          夕食：17時 30分～19時 30分</p> <p>○原則、各ユニットのダイニングで召し上がっていただきますが、居室等での食事も可能です。季節感を取り入れた変化のある食事を提供します。</p> <p>○管理栄養士等により個別に栄養ケア計画が立てられ、栄養及びご利用者の身体の状態並びに嗜好に配慮した食事を提供します。</p> <p>○見た目、味付け、温度、食感などに配慮し、飲み込みの状況に応じたお食事（きざみ食など）を提供し、更に適切な姿勢、摂取ペースなども配慮します。</p>
洗 濯	<p>○施設内の洗濯場で必要により衣類の洗濯を行います。</p> <p>○洗濯機、乾燥機にかけられない衣類は、原則有料にて外部クリーニング店での対応、もしくはご家族の対応となります。</p>
個別機能訓練	<p>○ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持またはその低下を防止するための訓練を行います。機能訓練は、日常生活の中及び行事等の実施等を通じた機能訓練を含むものであります。</p>
送 迎	<p>○通常の事業の実施地域は、深谷市、熊谷市、寄居町、太田市、伊勢崎市の区域となります。（その他応相談）</p> <p>○費用については、4.サービス利用料金の送迎加算をご確認ください。</p>
生活相談	<p>○生活相談員が、ご利用者及びそのご家族からの各種ご相談に応じます。</p>

[2]その他のサービス（原則有料）

サービス	内 容
理 美 容	○月に1回地域の理・美容師の方々によりサービスを実施しております。
レクリエーション	○ご利用者の状況や季節に合わせ、様々な計画をして実施いたします。
個別コンセント 使用	○希望により、テレビ等の家電製品を持ち込まれた場合はコンセントを利用できます。費用は別途お支払いいただきます。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

項 目	内 容
来訪・面会	<p>○面会時間 10時～11時30分・13時30分～16時30分 面会時間内の30分間（原則） 防犯の都合上、時間外になる場合は予めご連絡下さい。</p> <p>○面会の際は面会簿へのご記入をお願いします。</p> <p>○感染症対策により面会制限を行う場合があります。</p>
外出	○外出は可能です。（健康状態によりお断りする場合がございます）
居室・設備・器具の利用	<p>○清潔で快適な生活が維持できるように整理、整頓を心がけてください。</p> <p>○設備や器具の利用に際しては職員にご相談ください。破損した場合は実費をお支払いいただく場合があります。</p>

物 品 の 保 管	<p>○居室内への持ち込みは自由です。(ベッド、寝具は施設でご用意します)</p> <p>○家電製品や馴染みの家具をお持ち頂く事ができます。職員までご相談下さい。</p> <p>○食器等の持込は自由となっておりますが、自然劣化等による破損があり得ること、また衣類については、感染症予防対策のため縮みや消毒による色落ち、状況に応じ処分させていただく場合があることについて、予めご理解をお願いします。</p> <p>○タンスなどの家具をお持ちの場合は耐震対策にご協力ください。</p> <p>○紛失予防のため、衣類には必ず記名をお願いします。</p> <p>○危険物の保管や収集物の保管はご遠慮いただきます。共同生活の場ですので可燃物や刃物等についてはお持込をお断りすることがございます。</p>
飲 食 物 の 管 理	<p>○体調の都合により食事制限が必要な方もいらっしゃいますので、他のご利用者への飲食物の提供はご遠慮いただいております。</p> <p>○賞味期限切れや腐敗等で衛生管理上の理由により、同意を得て処分させていただくことがあります。</p>
現 金 等 の 管 理	<p>○小口現金は個人管理が原則ですが、集団生活の中では無用のトラブルを避けるためにも少額に留め、各自の責任の範囲でお願いします。</p> <p>○ご利用者同士の貸し借りはご遠慮ください。</p>
動 物 の 飼 育	○個人的な動物の飼育はご遠慮いただいております。
喫 煙 ・ 飲 酒	○喫煙は指定の場所のみ可能です。喫煙・飲酒とも健康上の理由で医師から別途指示がある場合は、その指示通りとさせていただきますが、基本的には意向に沿って自由にお楽しみいただけます。
宗 教 活 動 政 治 活 動	○思想・信条は個人の自由ですが、他のご利用者への布教や宣伝活動等はご遠慮いただきます。
不慮の事故への 対 応	○私たちは、関係法令に従い不慮の事故が起こらないよう、細心の注意を払って介護にあたります。しかし現状の人員配置基準や緊急やむを得ない場合を除く身体拘束の中で、認知症高齢者への個々の対応には自ずと限界点も出てまいります。当施設では地域、ボランティア、ご家族など様々な方々のご協力をいただき、目の行き届く介護を実践しておりますが、法令を遵守し最善を尽くした上での不慮の事故の可能性については、ご理解をいただいております。

※サービスの内容の変更等がある場合にはご連絡を致します。

#### 4. サービス利用料金

##### (1) 基本料金

下記の料金表によって、ご契約者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準負担額の合計金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

平成30年8月より、所得に応じ、1割、2割、3割と負担割合が異なります。

【併設型ユニット型短期入所生活介護の料金表】

※1 割負担で負担限度額認定を受けていない、かつ利用日数が 60 日以下の方の例

利用者の要介護	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	5,379円	6,671円	7,159円	7,851円	8,613円	9,336円	10,037円
② うち、介護保険から給付される金額	4,841円	6,003円	6,443円	7,066円	7,752円	8,403円	9,034円
③ サービス利用に係る自己負担額(①-②)	538円	668円	716円	785円	861円	933円	1,003円
④ 居住に要する費用(居室費)	※2,066円						
⑤ 食事の提供に関する費用(食費)	※1,700円 (朝食 500円、昼食 600円、夕食 600円)						
自己負担額合計(③+④+⑤)	4,304円	4,434円	4,482円	4,551円	4,627円	4,699円	4,769円

【併設型ユニット型短期入所生活介護の料金表】

※1 割負担で負担限度額認定を受けていない、かつ利用日数が 61 日以上の方の例

利用者の要介護	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
⑥ サービス利用料金	5,111円	6,337円	6,814円	7,526円	8,289円	9,011円	9,712円
⑦ うち、介護保険から給付される金額	4,599円	5,703円	6,131円	6,772円	7,459円	8,109円	8,740円
⑧ サービス利用に係る自己負担額(①-②)	512円	634円	683円	754円	830円	902円	972円
⑨ 居住に要する費用(居室費)	※2,066円						
⑩ 食事の提供に関する費用(食費)	※1,700円 (朝食 500円、昼食 600円、夕食 600円)						
自己負担額合計(③+④+⑤)	4,278円	4,400円	4,449円	4,520円	4,596円	4,668円	4,738円

(注1) サービス利用料金には、施設が算定要件を満たした場合、以下のとおりの加算があります。

- 看護体制加算(Ⅰ)：常勤の看護師を1名以上配置している。 4円/日
- 看護体制加算(Ⅱ)：看護師が基準以上(25名に対して1名)配置している。 8円/日
- 看護体制加算(Ⅲ)：(Ⅰ)の要件に加え、要介護3以上の利用者が70%以上。12円/日
- 看護体制加算(Ⅳ)：(Ⅱ)の要件に加え、要介護3以上の利用者が70%以上。23円/日
- 看取り連携体制加算：看護体制加算算定に加え、看取り期の利用者に対しサービス提供を行っている。64円/日
- 夜勤職員配置加算(Ⅱ)：夜勤職員を規定数に1を加えた数配置している。 18円/日
- 機能訓練指導体制加算：専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の配置。 12円/日
- 個別機能訓練加算：機能訓練を行う職員を配置し、計画作成、実施している。 56円/日

- サービス提供体制加算（Ⅱ）：介護福祉士が 60%以上配置している。 18 円/日
- サービス提供体制加算（Ⅲ）：介護福祉士が 50%以上配置している。 6 円/日
- 送迎加算：施設側が送迎を実施した場合。 184 円/片道
- 療養食加算：(管理)栄養士によって医療的ニーズに添った食事を提供している。8 円/回
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：処遇改善に取り組む事業所が算定。利用料合計額に 14.0%加算。
- 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）：見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 100 円/月
- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 10 円/月
- 口腔連携強化加算：口腔の健康状態の評価を実施し、評価結果を情報提供した場合、1月に1回に限り  
所定単位数を加算する 50 円/月

※地域区分適用地域：介護保険に関する料金に7級地として1単位当たり 10.17 円として計算

※居住費と食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。当施設の居住費と食事の負担額（日額）は、次の通りです。

対象者		利用者負担区分	居住費 (ユニット型個室)	食費
生活保護受給者		第1段階	880 円	300 円
市町村に属する 世帯に属する 住民税非課税	老年福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	第2段階	880 円	600 円
	利用者負担第2段階以外の方	第3段階	①	1,370 円
	②		1,370 円	1,300 円
上記以外の方		第4段階 (負担限度額なし)	2,066 円	1,700 円

(2) その他の実費費用

サービスの種類	内 容	自己負担金
理 髪	月に1回程度来所して、理髪を実施しています。	実費
日 用 品 費	ご利用者の日常生活上最低限必要な品にかかる費用を負担いただきます。	130~150 円/日
出 納 管 理 費	ご利用者の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代行管理を代わって行います。	80 円/日
テ レ ビ 等 使 用 電 気 代	個別に居室等で使用する電気器具に対し電気代を頂戴いたします。	50 円/日
テレビレンタル費	居室内でテレビを鑑賞したい方に貸出します。	50 円/日
特 別 な 居 室 費	各ユニットに 1 か所トイレが設置してある居室があります。居住費に加算されます。	300 円/日
複写物の交付費	サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要時はいたします。	10 円/枚
送 迎 付 添 費	距離や所要時間等により、応相談	実費

※その他、特別な行事参加、食事、教養娯楽費は、その内容や材料費により実費をいただきます。

### (3) 支払方法

毎月、15日までに前月分のご請求をし、月末に指定の口座より引き落としをさせていただきます。領収書はお支払いが確認できましたら、翌月中旬に郵送いたします。

### (4) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金等が変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

## 5. 入退所の手続

### (1) 入所手続

まずは、お電話等で担当の生活相談員にお申し込みください。ご利用決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、お電話等の連絡により、いつでも解約できます。

### (2) 退所手続

#### [1] 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が他の介護保険施設に入所、病院に入院した場合……入所、入院日の翌日
- 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護区分が、非該当（自立）と確認された場合……非該当となった日
- 利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

#### [2] その他

- 利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限（15日間）までに支払うことがなく料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を終了させていただく場合がございます。  
なお、これらの場合、契約終了後の予約は無効となります。
- やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知致します。

## 6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	①	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先	②	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
主治医		
	病院または診療所名	
	医師名	
	住所	
	電話番号	

## 7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、居宅介護支援専門員等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当施設は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保 険 名：介護保険、社会福祉事業者総合保険
--

## 8. 衛生管理

- ① すべての従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努めます。また、事業者の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。
- ② 感染症・食中毒に対し、指針の整備、研修や訓練を行うことにより予防を徹底し、万が一感染症等が発生した場合、介護サービスが滞ることのないよう日頃より業務継続に向けた計画等の策定に努めます。

## 9. 災害への備え

当施設は、施設サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は入所者様の避難等適切な措置を講じるとともに、介護サービスが滞ることのないように努めます。そのために、防災責任者は、日常的に 具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。また、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるため年 2 回の避難訓練を行います。

## 10.個人情報の保護

ご利用者、ご家族の個人情報は個人情報の保護に関する法令及び厚生労働省が定める医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し、当法人が定める個人情報に関する基本方針をはじめ個人情報に関する諸規定を守り適正かつ適切な取扱いをいたします。

## 11.身体拘束等の禁止

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束など利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、事前または事後すみやかにご利用者及びご家族等へ説明し同意を得て、所定事項を記録いたします。なお、施設では身体拘束廃止指針及びマニュアルを整備し、身体拘束廃止委員会を開催するとともに、従業者への定期的な研修を実施します。

## 12.虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

○研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。

○成年後見制度の利用を支援します。

○サービス提供中に、当事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

○従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 13.第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

## 14.苦情受付

この契約の履行等に関する相談苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、介護保険者証を発行した市町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。

《サービス相談窓口》

(1) かがやき (受付：午前8時30分～午後5時00分)

[責任者]市川 将史 [担当者] 斎藤 豊

電話 048-501-5040

(2) 保険者等

深谷市 長寿福祉課	電話 048-574-6645 (直)
熊谷市 福祉部長寿生きがい課	電話 048-524-1111 (代)
大里広域市町村圏組合 介護保険課	電話 048-501-1330 (代)
埼玉県国民保険健康保険団体連合会 苦情相談専用	電話 048-824-2568

(3) 第三者委員

土居 敦志	電話 0493-25-0878
-------	-----------------